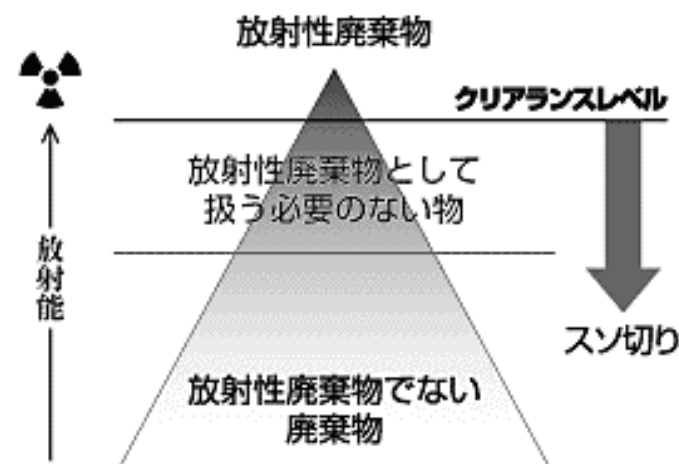


放射線障害防止法改正案(クリアランス制度の導入)の問題点

クリアランス制度とは

クリアランス制度とは、一定レベル以下の放射性廃棄物の規制を外し、放射性廃棄物として扱わないこととする制度。私達はスソ切り処分と呼んでいる。



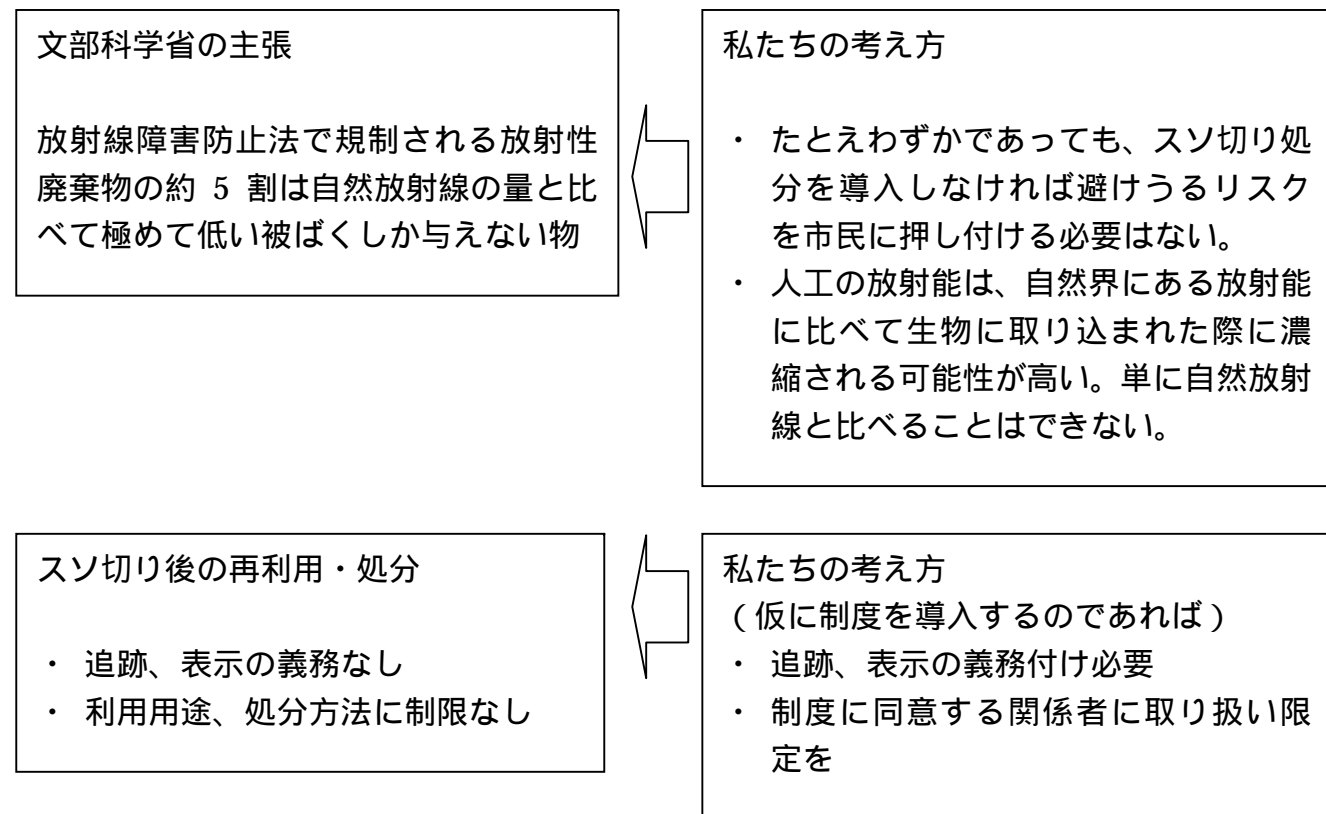
原子炉等規制法との比較

文科省は「制度導入済みの原子炉等規制法とのバランスを考慮」と主張するが...
対象が違えば条件も異なり、こんなに危険

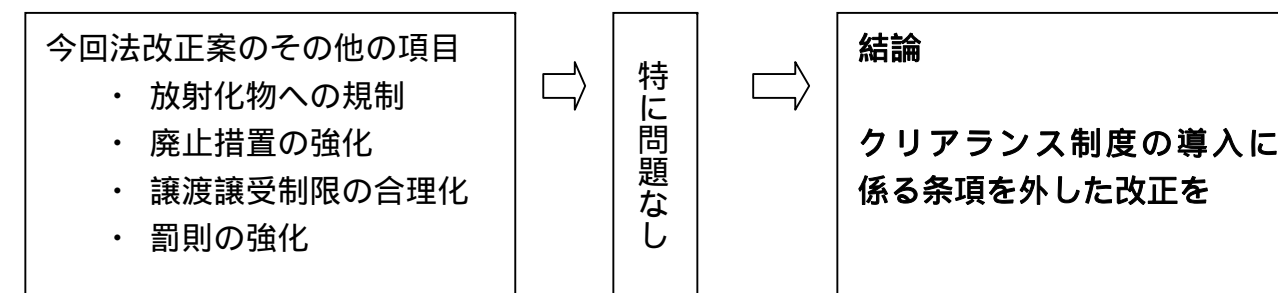
	原子炉等規制法	放射線障害防止法
対象とする廃棄物	原発や研究用原子炉の解体廃棄物 核燃料濃縮工場の施設解体廃棄物等	病院や研究所で使用される放射性同位元素(RI)の廃棄物等
スソ切り制度の導入	2005年に法改正	来年の通常国会に改正法提案予定
廃棄物発生箇所	原発解体という 全国に数か所の特殊な現場	RI使用許可・届出事業所は 全国で約5000か所 手続きすれば全ての場所でスソ切り可能 管理の徹底が可能か?
放射能の種類	コバルト60など一定の種類	特に研究所廃棄物は多種多様な放射能 安全性の確保がより困難
廃棄物の性状	金属、コンクリート	可燃物や難燃物も対象 焼却による放射能汚染の可能性は?
スソ切り後	法的には追跡、表示の義務なく 何にでもリサイクル可能だが、 電力業界が制度が定着するまでの間、 事業者が搬出ルート把握 業界内で再利用 すると約束	再利用や処分の制約なし 市町村収集ごみに出すことも可能 電力業界の約束解除につながるおそれも

安全性は

放射能の影響には、これ以下であれば安全であるという「しきい値」はない。



法改正への対応(案)



放射性廃棄物スソ切り問題連絡会
(事務局連絡先：原子力資料情報室 TEL 03-3357-3800、グリーンアクション TEL075-701-7223)